

平成18年3月3日

各 位

会社名	株式会社紀陽ホールディングス
代表者	取締役社長 片山 博 臣
コード番号	8415 東証・大証1部
本店所在地	和歌山市本町一丁目35番地
問合わせ先	グループ企画部長 米坂 享 (TEL 073-426-7133)

第2回および第3回第一種優先株式の発行に関するお知らせ

当社は、平成18年3月3日開催の取締役会において、第三者割当による第2回および第3回第一種優先株式の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

1. 発行の目的

当社は、株式会社紀陽銀行と株式会社和歌山銀行（以下、総称して「両行」という。）の経営統合の第一フェーズとして、共同株式移転により平成18年2月1日に設立した銀行持株会社であり、持株会社機能を活用し地域への総合金融サービスの提供を行うため、当社を中核とする新たな地域金融グループ「紀陽フィナンシャルグループ」がスタートいたしました。

今後、持株会社体制のもと、経営統合によるシナジー効果の早期実現に向けて両行が合併を行い、更なる経営の効率化をめざす第二フェーズを進めてまいります。これまで以上に、地元中小企業金融の円滑化や事業再生等リレーションシップバンキングの機能強化を図り、地域経済の活性化に資するためには、資産の健全化に向けた取り組みをよりスピードアップし、安定した収益の確保と更なる拡大を図る必要があります。また、この礎となるよう強固な財務基盤の構築が必要となります。

つきましては、このたび、株主資本の外部調達を行い財務基盤の増強を図るため、第三者割当の方法により転換予約権付優先株式を発行することといたしました。

なお、本優先株式の発行により調達した資金をもって平成18年3月中に子銀行に対して出資を行うとともに、平成18年6月に開催予定の当社定時株主総会における資本準備金の取り崩しの承認を前提に、子銀行である紀陽銀行が保有する当社第三種優先株式の買い取りに向けた準備を行い、子銀行の自己資本比率の向上を目指します。

2. 第2回および第3回第一種優先株式の特徴

第2回第一種優先株式は野村證券株式会社に対して、第3回第一種優先株式は三菱UFJ証券株式会社に対して第三者割当の方法により発行されるものであり、本優先株式は、発行総額と割当予定先が異なるだけでその他の要項は共通です。

本優先株式は株価に対するインパクトに配慮するため、以下の事項を野村證券株式会社および三菱UFJ証券株式会社（以下、「割当予定先」という。）との間で合意する予定です。

本優先株式の転換の結果取得することとなる普通株式の投資家への販売あるいは市場で売却するタイミングが割当予定先2社で重複しないように、野村證券株式会社に割当てる予定の第2回第一種優先株式については、発行日以降、平成18年6月30日までの間、当社の同意なくして普通株式への転換を行わないこと。

本報道発表文は、当社の第2回第一種優先株式および第3回第一種優先株式発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

割当予定先は当社の同意なくして第三者に本優先株式を譲渡しないこと。

割当予定先は、本優先株式の普通株式への転換を前提としたつなぎ売り等(注)以外の空売り目的として第三者と貸株契約を締結しないこと。

(注) つなぎ売り等・・・本優先株式の普通株式への転換の結果取得することとなる株式の数量の範囲内で行う当該株式と同一銘柄の株式の売り付けを行うこと等

記

1. 第2回第一種優先株式に関する事項

- | | | |
|------|--------------------|---|
| (1) | 株式の種類 | 株式会社紀陽ホールディングス第2回第一種優先株式
(以下「本優先株式」という。) |
| (2) | 発行新株式数 | 26,000,000株 |
| (3) | 発行価額 | 1株につき700円 |
| (4) | 発行価額中資本に
組入れない額 | 1株につき350円 |
| (5) | 発行価額の総額 | 18,200,000,000円 |
| (6) | 資本組入額の総額 | 9,100,000,000円 |
| (7) | 発行方法 | 第三者割当の方法により、野村證券株式会社に本優先株式の全株式を割り当てる。 |
| (8) | 申込期日 | 平成18年3月20日(月曜日) |
| (9) | 払込期日 | 平成18年3月20日(月曜日) |
| (10) | 発行日 | 平成18年3月20日(月曜日) |
| (11) | 配当起算日 | 平成18年4月1日(土曜日) |
| (12) | 優先配当金 | |

本優先株式を有する株主(以下「本優先株主」という。)または本優先株式の登録質権者(以下「本優先登録質権者」という。)に対しては、優先配当金を支払うものとし、その内容については次のとおりである。

優先配当金

利益配当金を支払うときは、本優先株主または本優先登録質権者に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、本優先株式1株につき年10銭の優先配当金(以下「本優先配当金」という。)を支払う。

非累積条項

ある営業年度において、本優先株主または本優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が本優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

本優先株主または本優先登録質権者に対しては、本優先配当金を超えて配当を行わない。

優先中間配当金

本優先株主または本優先登録質権者に対し、中間配当は行わない。

(13) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、本優先株式1株につき700円を支払う。本優先株主または本優先登録質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。

本報道発表文は、当社の第2回第一種優先株式および第3回第一種優先株式発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(14) 買受けまたは消却

当社はいつでも、本優先株式の全部または一部を買い受け、または、株主に配当すべき利益をもって消却することができる。

(15) 議決権

本優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。ただし、本優先株主は、平成 19 年 4 月 1 日以降、定時株主総会に本優先配当金全部の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会より、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときより、本優先配当金全部の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで議決権を有する。

(16) 株式の併合または分割、新株引受権等

法令に別段の定めある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。本優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(17) 普通株式への転換

本優先株主は、本優先株式の普通株式への転換を請求することができるものとし、その内容については次のとおりである。

転換を請求し得べき期間

平成 18 年 4 月 3 日から平成 22 年 1 月 30 日までとする。

当初転換価額

当初転換価額は、338 円とする。

転換価額の修正

平成 18 年 4 月 3 日から平成 22 年 1 月 30 日まで、毎月第 3 金曜日（ただし、初回は平成 18 年 4 月 7 日とする。）（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで（当日を含む。）の 3 連続取引日（終値（気配表示を含む。）のない日を除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの 3 連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値の 92% に相当する金額（円単位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。以下「決定日価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、下記 で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本優先株式の発行要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が 154 円（以下「下限転換価額」という。ただし、下記 による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が 462 円（以下「上限転換価額」という。ただし、下記 による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。

転換価額の調整

(ア) 転換価額（前記 の下限転換価額および上限転換価額を含む。）は、当社が本優先株式を発行後、次の(a)から(c)までのいずれかに該当する場合には、次の算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} \cdot \text{処分価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

調整後転換価額は円単位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。

(a) 転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を新

たに発行または当社の有する普通株式を処分する場合

調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(b) 株式分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。ただし配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

(c) 転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換されもしくは転換できる証券または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合

調整後転換価額は、その証券(権利)の発行日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券(権利)の全てが普通株式に転換されたものとみなし、または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の全てが行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降または募集のための株主割当日がある場合はその割当日の翌日以降、これを適用する。

(イ) 上記(ア)(a)(b)(c)に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、当社取締役会が適当と判断する転換価額に変更される。

(ロ) 転換価額調整式で使用する1株当たり時価は、調整後転換価額を適用する日(ただし上記(ア)(b)ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記(ア)または(イ)に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は上記(ア)または(イ)に準じて調整される。

(ハ) 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する日の前日において有効な転換価額とする。

(ニ) 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数(当該日における当社が有する当社普通株式数を除く。)とする。また、上記(ア)(b)の場合には、転換価額調整式で使用する新規発行・処分普通株式数は、株主割当日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(ホ) 転換価額調整式で使用する1株当たり払込金額・処分価額とは、

(a) 上記(ア)(a)の時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する普通株式を処分する場合には、当該払込金額または処分価額(金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額)、

(b) 上記(ア)(b)の株式分割により普通株式を発行する場合は0円、

(c) 上記(ア)(c)の時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換されもしくは転換できる証券または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合には、当該転換価額または新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。

- (キ) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただしその後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

転換により発行すべき普通株式数

本優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が転換請求のために提出した本優先株式数} \times 700 \text{円}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

転換により発行する株式の内容

株式会社紀陽ホールディングス普通株式

転換請求受付場所

名義書換代理人事務取扱場所 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部

転換の効力の発生

転換の効力は、転換請求に要する書類および本優先株式の株券が上記に記載する転換請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、本優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

転換後第一回目の配当

本優先株式の転換または一斉転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(18) 普通株式への一斉転換

平成22年1月30日までに転換請求のなかった本優先株式は、平成22年1月31日(以下「一斉転換日」という。)をもって、各本優先株主の有する本優先株式の払込金相当額を、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし当該平均値が、下限転換価額を下回るときは、各本優先株主の有する本優先株式の払込金相当額を当該下限転換価額で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式の数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、商法第220条に定める方法によりこれを取扱う。

(19) 優先順位

本優先株式の優先配当金の支払いおよび残余財産の分配の順位は、当社の他の第一種優先株式、第二種優先株式および第三種優先株式と同順位とする。

2. 第3回第一種優先株式に関する事項

- (1) 株式の種類 株式会社紀陽ホールディングス第3回第一種優先株式
(以下「本優先株式」という。)
- (2) 発行新株式数 10,000,000 株
- (3) 発行価額 1 株につき 700 円
- (4) 発行価額中資本に 1 株につき 350 円
組入れない額
- (5) 発行価額の総額 7,000,000,000 円
- (6) 資本組入額の総額 3,500,000,000 円
- (7) 発行方法 第三者割当の方法により、三菱 UFJ 証券株式会社に本優先株式の全株式を割り当てる。
- (8) 申込期日 平成 18 年 3 月 20 日 (月曜日)
- (9) 払込期日 平成 18 年 3 月 20 日 (月曜日)
- (10) 発行日 平成 18 年 3 月 20 日 (月曜日)
- (11) 配当起算日 平成 18 年 4 月 1 日 (土曜日)
- (12) 優先配当金

本優先株式を有する株主(以下「本優先株主」という。)または本優先株式の登録質権者(以下「本優先登録質権者」という。)に対しては、優先配当金を支払うものとし、その内容については次のとおりである。

優先配当金

利益配当金を支払うときは、本優先株主または本優先登録質権者に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、本優先株式 1 株につき年 10 銭の優先配当金(以下「本優先配当金」という。)を支払う。

非累積条項

ある営業年度において、本優先株主または本優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が本優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

本優先株主または本優先登録質権者に対しては、本優先配当金を超えて配当を行わない。

優先中間配当金

本優先株主または本優先登録質権者に対し、中間配当は行わない。

- (13) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、本優先株式 1 株につき 700 円を支払う。本優先株主または本優先登録質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。

- (14) 買受けまたは消却

当社はいつでも、本優先株式の全部または一部を買受け、または、株主に配当すべき利益をもって消却することができる。

- (15) 議決権

本優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。ただし、本優先株主は、平成 19 年 4 月 1 日以降、定時株主総会に本優先配当金全部の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会より、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときより、本優先配当金全部の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで議決権を有する。

本報道発表文は、当社の第2回第一種優先株式および第3回第一種優先株式発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(16) 株式の併合または分割、新株引受権等

法令に別段の定めある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。本優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(17) 普通株式への転換

本優先株主は、本優先株式の普通株式への転換を請求することができるものとし、その内容については次のとおりである。

転換を請求し得べき期間

平成 18 年 4 月 3 日から平成 22 年 1 月 30 日までとする。

当初転換価額

当初転換価額は、338 円とする。

転換価額の修正

平成 18 年 4 月 3 日から平成 22 年 1 月 30 日まで、毎月第 3 金曜日（ただし、初回は平成 18 年 4 月 7 日とする。）（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで（当日を含む。）の 3 連続取引日（終値（気配表示を含む。）のない日を除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの 3 連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値の 92% に相当する金額（円単位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。以下「決定日価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、下記 で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本優先株式の発行要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が 154 円（以下「下限転換価額」という。ただし、下記 による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が 462 円（以下「上限転換価額」という。ただし、下記 による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。

転換価額の調整

(ア) 転換価額（前記 の下限転換価額および上限転換価額を含む。）は、当社が本優先株式を発行後、次の(a)から(c)までのいずれかに該当する場合には、次の算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} \cdot \text{処分価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

調整後転換価額は円単位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。

(a) 転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を新たに発行しまたは当社の有する普通株式を処分する場合

調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(b) 株式分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。ただし配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場

合には、調整後転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

- (c) 転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換されもしくは転換できる証券または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合
調整後転換価額は、その証券(権利)の発行日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券(権利)の全てが普通株式に転換されたものとみなし、または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の全てが行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降または募集のための株主割当日がある場合はその割当日の翌日以降、これを適用する。
- (イ) 上記(ア)(a)(b)(c)に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、当社取締役会が適当と判断する転換価額に変更される。
- (ウ) 転換価額調整式で使用する1株当たり時価は、調整後転換価額を適用する日(ただし上記(ア)(b)ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記(ア)または(イ)に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は上記(ア)または(イ)に準じて調整される。
- (I) 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する日の前日において有効な転換価額とする。
- (ロ) 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数(当該日における当社が有する当社普通株式数を除く。)とする。また、上記(ア)(b)の場合には、転換価額調整式で使用する新規発行・処分普通株式数は、株主割当日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (ハ) 転換価額調整式で使用する1株当たり払込金額・処分価額とは、
- (a) 上記(ア)(a)の時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を新たに発行しまたは当社の有する普通株式を処分する場合には、当該払込金額または処分価額(金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額)、
- (b) 上記(ア)(b)の株式分割により普通株式を発行する場合は0円、
- (c) 上記(ア)(c)の時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換されもしくは転換できる証券または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合には、当該転換価額または新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。
- (ニ) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただしその後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

転換により発行すべき普通株式数

本優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が転換請求のために提出した本優先株式数} \times 700 \text{ 円}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出に当たって 1 株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

転換により発行する株式の内容

株式会社紀陽ホールディングス普通株式

転換請求受付場所

名義書換代理人事務取扱場所 大阪府中央区伏見町三丁目 6 番 3 号

三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部

転換の効力の発生

転換の効力は、転換請求に要する書類および本優先株式の株券が上記 に記載する転換請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、本優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

転換後第一回目の配当

本優先株式の転換または一斉転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が 4 月 1 日から 9 月 30 日までになされたときは 4 月 1 日に、10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までになされたときは 10 月 1 日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(18) 普通株式への一斉転換

平成 22 年 1 月 30 日までに転換請求のなかった本優先株式は、平成 22 年 1 月 31 日（以下「一斉転換日」という。）をもって、各本優先株主の有する本優先株式の払込金相当額を、一斉転換日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は円単位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。ただし当該平均値が、下限転換価額を下回るときは、各本優先株主の有する本優先株式の払込金相当額を当該下限転換価額で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式の数の算出に当たって 1 株未満の端数が生じたときは、商法第 220 条に定める方法によりこれを取扱う。

(19) 優先順位

本優先株式の優先配当金の支払いおよび残余財産の分配の順位は、当社の他の第一種優先株式、第二種優先株式および第三種優先株式と同順位とする。

本報道発表文は、当社の第 2 回第一種優先株式および第 3 回第一種優先株式発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

<ご参考>

1. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	624,789,187 株
増資による増加株式数	36,000,000 株
増資後発行済株式総数	660,789,187 株
うち、普通株式	594,693,187 株
第一種優先株式	266,000 株
第2回第一種優先株式	26,000,000 株
第3回第一種優先株式	10,000,000 株
第二種優先株式	5,830,000 株
第三種優先株式	24,000,000 株

(注) 当社は、普通株式へ転換請求権付優先株式を発行しているため、発行済株式総数は平成18年2月1日現在の数字を記載しており、増資後発行済株式総数は、平成18年2月1日現在の発行済株式総数に増資による増加株式数を加えた株数を記載しております。

2. 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

主に、子銀行である株式会社紀陽銀行および株式会社和歌山銀行に対する出資金に充当する予定であります。

(2) 業績に与える影響

平成18年3月期の連結および単独の業績予想に与える影響はございません。

3. 株主への利益配分等

(1) 配当政策

当社は、銀行持株会社としての公共性に鑑み、グループ各社の健全経営を確保するため、適正な内部留保の充実など財務体質の強化をはかりつつ、安定した配当を継続的に実施することを基本方針といたします。

本報道発表文は、当社の第2回第一種優先株式および第3回第一種優先株式発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(2) 過去3決算期間の配当状況等

当社は、平成18年2月1日の設立のため、過去3決算期間の配当状況等については紀陽銀行の配当状況等について記載しております。

<紀陽銀行>	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
1株当たり当期純利益	16.78円	22.59円	11.84円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	普通株式 円 第一回優先株式 円 (普通株式 円) (第一回優先株式 円)	普通株式 2.50円 第一回優先株式 14.00円 (普通株式 円) (第一回優先株式 円)	普通株式 2.50円 第一回優先株式 14.00円 (普通株式 1.00円) (第一回優先株式 7.00円)
実績配当性向	%	11.1%	21.1%
株主資本当期純利益率	21.6%	24.8%	9.7%
株主資本配当率	%	2.2%	1.9%

(注) 上記指標の算式は、以下のとおりです。

$$\text{配当性向} = \frac{\text{1株当たり配当額}}{\text{1株当たり当期純利益}} \times 100$$

株主資本当期純利益率

$$= \frac{\text{当期純利益} - \text{優先株式配当金総額}}{\{(\text{期首株主資本} - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) + (\text{期末株主資本} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額})\} \div 2} \times 100$$

$$\text{株主資本配当率} = \frac{\text{普通株式配当金総額}}{\text{期末株主資本} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額}} \times 100$$

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

当社ならびに子銀行につきましても該当事項はありません。

(4) 過去3決算期間および直前の株価等の推移

	株式会社紀陽銀行				当社
	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成18年3月期
始 値	248円	211円	211円	221円	332円
高 値	253円	221円	314円	368円	361円
安 値	180円	165円	193円	193円	295円
終 値	211円	210円	221円	319円	308円
株価収益率	-	9.29倍	18.66倍	-	-

(注) 1. 当社は平成18年2月1日に設立され、同日、東京証券取引所および大阪証券取引所に上場いたしました。当社の平成18年3月期の株価につきましては、平成18年2月1日より平成18年3月3日までの株価推移を記載しております。

2. ご参考のため子銀行である株式会社紀陽銀行の過去3決算期間の株価を記載しております。株式会社紀陽銀行の平成18年3月期の株価は株式移転のための上場廃止日である平成18年1月25日までの株価推移を記載しております。

3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値です。

本報道発表文は、当社の第2回第一種優先株式および第3回第一種優先株式発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

4. その他

(1) 今回発行する優先株式による潜在株式希薄化情報等

今回発行する第2回第一種優先株式および第3回第一種優先株式の全てが当初転換価額で普通株式に転換された場合に新たに発行される株式数を、平成18年2月1日現在の当社発行済株式総数(普通株式)で除した潜在株式の比率は12.54%となる見込みです。

なお、全てが上限転換価額で普通株式に転換された場合の潜在株式の比率は9.17%であり、全てが下限転換価額で普通株式に転換された場合の潜在株式の比率は27.52%となります。

(2) 既存優先株式による潜在株式の情報

	発行株式数 (平成18年2月1日現在)	発行価額	現行転換価額	潜在株式数
第一種優先株式	266,000株	700円	326円50銭	570,290株
第二種優先株式	5,830,000株	500円	519円50銭	5,611,164株
第三種優先株式	24,000,000株	500円	327円30銭	36,663,611株

(注) 1. 第二種優先株式は転換を請求し得べき期間が到来しておりませんので、現行転換価額については下限転換価額を記載しております。

2. 第三種優先株式は子銀行である紀陽銀行が全株を保有しております。

(3) 割当予定先の概要

第2回第一種優先株式

割当予定先の氏名または名称	野村證券株式会社	
割当株式数	26,000,000株	
払込金額	18,200,000,000円	
割当予定先の内容	住所	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
	代表者の氏名	執行役社長 古賀 信行
	資本の額	10,000,000,000円
	事業の内容	証券業
	大株主および持株率	野村ホールディングス株式会社 100%
当社との関係	出資関係	割当予定先が保有している当社の株式の数： 803,373株 当社が保有している割当予定先の株式の数： 株
	取引関係等	証券取引
	人的関係等	なし

(注)資本の額につきましては平成17年9月30日現在、出資関係については平成18年2月1日現在のものであります。

本報道発表文は、当社の第2回第一種優先株式および第3回第一種優先株式発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

第3回第一種優先株式

割当予定先の氏名または名称	三菱UFJ証券株式会社	
割当株式数	10,000,000株	
払込金額	7,000,000,000円	
割当予定先の内容	住所	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
	代表者の氏名	取締役社長 藤本 公亮
	資本の額	65,518,000,000円
	事業の内容	証券業
当社との関係	大株主および持株率	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 61.23%
	出資関係	割当予定先が保有している当社の株式の数： 86,000株 当社が保有している割当予定先の株式の数： 株
	取引関係等	証券取引
	人的関係等	なし

(注)資本の額につきましては平成17年10月1日現在、出資関係については平成18年2月1日現在の
ものであります。

(4) 継続保有に関する事項

当社は割当先に対し、発行日から2年以内に本優先株式または本優先株式の転換により交付される当社普通株式を当社以外の第三者に譲渡する場合には、当社へ報告する旨の確約を依頼する予定であります。

以上

本報道発表文は、当社の第2回第一種優先株式および第3回第一種優先株式発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。